

## 弘前市設計図書の販売に関する要領

### (目的)

- 第1条 この要領は、弘前市が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）又は建設関連業務（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に係る、設計書、図面、仕様書等（以下「設計図書」という。）の販売に関して必要な事項を定めるものとする。

### (指定販売店)

- 第2条 指定販売店（設計図書の販売に関し、弘前市と協定を締結し、設計図書の販売を行うものをいう。以下同じ。）は、弘前市の有資格者名簿に登録された者のうち、設計図書の販売が可能な者で、弘前市内に本店を有する者でなければならない。
- 2 指定販売店は、複数者指定することができる。
  - 3 指定販売店は、設計図書の販売に関し、知り得た情報を他に漏らしてはならない。
  - 4 指定販売店は、設計図書の販売に関し、機器の保守点検に努め、常に機器の良好な状態を維持しなければならない。
  - 5 指定販売店は、弘前市と締結した協定を遵守しなければならない。

### (設計図書の貸与等)

- 第3条 設計図書は、指定販売店へ無償で貸与する。
- 2 設計図書の貸与期間は、原則として建設工事等の公告日又は指名通知日から当該公告又は指名通知で示す設計図書の販売終了日の翌日までとする。
  - 3 指定販売店は、設計図書の受領に際し、設計図書借用書（様式第1号）を提出するものとする。
  - 4 指定販売店は、設計図書の汚損又は散逸等を防止するため、保管及び取扱いについて十分留意しなければならない。
  - 5 指定販売店は、設計図書の返却に際し、設計図書販売実績報告書（様式第2号）を提出するものとする。
  - 6 指定販売店は、第三者に設計図書を開示及び貸与してはならない。

### (設計図書の販売等)

- 第4条 設計図書の販売は、指定販売店において複写又は複製をして販売する方法により行うものとする。
- 2 設計図書の販売規格は別表に定めるとおりとし、販売単価は協定締結時に甲乙協議の上定めるものとする。
  - 3 設計図書の販売場所は、弘前市内に限るものとする。
  - 4 設計図書の販売期間は、原則として建設工事等の公告又は指名通知で示す設計図書の販売開始日から販売終了日（指定販売店の休業日に当たる場合は、その前日）までとし、かつ指定販売店の営業時間内とする。
  - 5 設計図書を購入しようとする者は、設計図書の購入に際して、あらかじめ設計図書購入申込票兼確認票（様式第3号）に必要事項を記入のうえ、指定販売店に提出して申し込むものとする。この場合において、当該設計図書の部分的な購入は認めない。
  - 6 指定販売店は、設計図書を販売したときは、設計図書購入者及び購入内容が明記された領収書を購入者へ引き渡すものとする。
  - 7 入札参加者は、弘前市から前項に掲げる領収書の提示を求められたときは、提示に応じなければならない。
  - 8 設計図書の購入に係る費用は、建設工事等の入札が中止又は不調の場合であっても、原則として返還しない。

### (協定の破棄)

- 第5条 指定販売店が第2条第3項から第5項及び第3条第4項、第6項の規定に違反した場合は、弘前市は協定を破棄することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定販売店が入札の円滑な執行を妨げたと認められる場合は、弘前市は協定を破棄することができる。

### (その他)

- 第6条 設計図書の販売に関し、この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成19年7月24日から施行する。

附則

この要領は、平成20年6月2日から施行する。

附則

この要領は、平成20年8月12日から施行する。

附則

この要領は、平成20年11月4日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。



# 設計図書販売実績報告書

年 月 日

弘前市長 葛西 憲之 様

指定販売店名 住 所  
商号又は名称 印  
代表者氏名  
担当者名

下記の入札案件について、設計図書の購入者を報告します。  
併せて、平成 年 月 日に借用しました設計図書を返却致します。

公告番号 弘前市公告第 号

件 名

No	販売年月日	購入者名	備考
1	年 月 日		
2	年 月 日		
3	年 月 日		
4	年 月 日		
5	年 月 日		
6	年 月 日		
7	年 月 日		
8	年 月 日		
9	年 月 日		
10	年 月 日		

件 名

No	販売年月日	購入者名	備考
11	年 月 日		
12	年 月 日		
13	年 月 日		
14	年 月 日		
15	年 月 日		
16	年 月 日		
17	年 月 日		
18	年 月 日		
19	年 月 日		
20	年 月 日		
21	年 月 日		
22	年 月 日		
23	年 月 日		
24	年 月 日		
25	年 月 日		

## 設計図書購入申込票兼確認票

平成 年 月 日

下記の設計図書を購入したいので申し込みます。

公告番号	件 名
第 号	
第 号	
第 号	
第 号	

購 入 申 込 者	商号又は名称	
	住 所	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	

- ◆ 必要事項を記入のうえ、事前に下記指定販売店へFAXで購入予約申込みをしてください。
- ◆ 設計図書購入時、販売店にこの用紙を提示し、販売店から購入者及び購入内容が明記された領収書の交付を受けてください。弘前市が確認の為提示を求める場合もありますので、交付された領収書は紛失しないよう大事に保管してください。

(切取不可)

指定販売店記入欄

設計図書販売予定日時				販売金額 (税込)
期日	平成	年	月 日	円
			時間 午前 午後 時 分以降	

指定販売店名

商号又は名称	住所又は所在地	電話番号	F A X 番号